

令和 3 年度

社会福祉法人幸生会
クラリス保育所入園案内



〒021-0882

岩手県一関市上大槻街5番16号

電話 0191-34-8666





《年間行事予定》

4月	お友達になる会	10月	
5月	内科健診	11月	内科健診
6月	歯科健診	12月	お楽しみ会
7月	七夕会・引渡訓練	1月	雪遊び
8月	夏祭り 水遊び	2月	豆まき会
9月	敬老会	3月	ひな祭り お別れ会

《保育所の一日》

7 : 00	開園・随時登園
	好きな遊び
9 : 30	おやつ(未満児)
	朝の会
	クラス毎の活動
11 : 00	給食
12 : 20	お昼寝
14 : 50	目覚め
15 : 00	おやつ
15 : 30	好きな遊び・随時降園
18 : 00	降園終了・延長保育開始
20 : 00	閉園



《利用料金》

『保育料及び給食費…月額(延長・一時保育は時間額あり)』

	保育料(円)	認定 後	共同利用 企業枠(円)	給 食 費
0 ～ 2 歳児	3 5 , 0 0 0	非 課 税 世 帯 0 円	3 0 , 0 0 0	保育料に含まれます。(ミルク ・ 離乳食)
3 歳児	2 6 , 0 0 0	0 円	2 1 , 0 0 0	5 , 5 0 0 円
4 歳児以降	2 3 , 0 0 0	0 円	1 8 , 0 0 0	5 , 5 0 0 円
延長保育・休日保育について				
延長保育	18 時～20 時 <u>なお、定期利用のお子さんのみと なります。</u>			・勤務時間や通勤時間の関係 から延長保育を希望される 方が利用できます。 ・ <u>原則として</u> 、19 時迄利用 する場合は前日の朝まで電 話または直接職員に申請、19 時以降迄利用する場合は前 月 20 日頃まで「延長保育許 可願」を提出していただきま す。 ・月 5 回以上になった場合 は、定額を徴収させていただ きます。 ・食事提供の目安…19 時以 降のお迎えの場合は、夕食代 を別途申し受けます。
1 時間迄	日 額 4 0 0 円			
1 時間以上	月 額 2 , 0 0 0 円 日 額 8 0 0 円 月 額 4 , 0 0 0 円			
休日保育	日曜・祝日に保育が必要なお子様 を受け入れます。			・利用する前月 20 日頃まで に「休日保育許可願」を提出 していただきます。 ・休日保育を利用する場合 は、その週の別の曜日にお子 様を休ませ、保護者とのふれ あい及び休養をとっていただ くようお願いいたします。 ・一時保育で利用される場合 は、職員体制等によりお預か りできない場合があります。



一時預かりについて(余裕活用型)		
一時保育	4 時間まで 1, 200 円 4 時間以上 2, 400 円	・事前に面接を受けていただきます。 ・給食が必要な場合は、別途徴収させていただきます。ミルクはご持参ください。 ・時間は 8 時～17 時半まで受け入れておりますが、職員体制等によりお預かりできない場合があります。 ・一か月の利用回数が決まっております。ご相談ください。

- ※ 2019 年 10 月から「幼児教育・保育の無償化」が実施されています。
2 歳児までは、非課税世帯のみ無償化の対象となります。3 歳児以上児は、子育てのための施設等利用給付認定を受けていただくことになります。認定を受けた方の保育料は無料となります。
- ※ 3 歳児以上の幼児については、給食費を負担いただくこととなります。
- ※ 離乳食は、2 回食に移行してから提供をいたします。(おおよそ生後 7 ヶ月以降)なお、アレルギーをもっているお子様の給食につきましては、医師の診断を受けていただき、保護者様との面談後に除去食又は代替え食を提供できるかを判断させていただきます。
- ※ 同時に 2 名以上の兄弟姉妹が当所に在園している場合は、複数子在園中に限り第 2 子以降の保育料を半額といたします。
- ※ 自社枠で入園の保育料につきましては、福利厚生担当にお聞きください。

《開園時間及び開園日・休園日》

開園時間	通常保育 7:00～18:00 延長保育 18:00～20:00 ※1 ※1 職員体制がありますので、事前に延長保育許可願いを提出していただきます。
開園日	月～土曜日・日曜日・祝日 ※2 ※2 ・毎月 20 日頃に、翌月の利用時間を提出して頂きます。 ・土曜日・日曜日・祝日の保育については、保護者の方がお休みの時には、親子でふれあう時間を大切にして、家庭で過ごすようお願いいたします。お子さんのより良い成長へとつながります。 なお、利用者がいない場合は、休園となる場合があります。
休園日	・大規模地震、大雪や猛烈な台風等の自然災害により実質的に開園できない場合 ・重大な伝染病等の発生により、園児に感染・被害が及ぶ恐れがある場合 ・利用者がいない場合(土日曜日・祝日)